

岩手県告示第615号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和6年岩手県告示第374号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

令和6年12月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市（都南中央第三地区土地区画整理事業地内）
- 2 実施した期間 令和6年7月1日から同年9月30日まで
- 3 実施した公共測量の種類 出来形確認測量